

苫小牧市公共工事における技能士活用に関する要綱

苫 小 牧 市

苫小牧市公共工事における技能士活用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する工事（以下「公共工事」という。）の施工における技能士の活用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、技能士とは、職業能力開発促進法（昭和44年法律64号）に基づく次に掲げる職種の1級又は2級の技能検定に合格した者をいう。なお、造園の職種については、3級の技能検定に合格したものも含めるものとする。

- (1) 型 枠 施 工
- (2) 建 築 大 工
- (3) 建 築 板 金
- (4) ブ ロ ッ ク 建 築
- (5) 左 官
- (6) 建 具 製 作
- (7) 鉄 筋 施 工
- (8) 塗 装
- (9) 配 管
- (10) 造 園
- (11) 表 具 ・ 内 装
- (12) 熱 絶 縁 施 工
- (13) 防 水 施 工

(適用工事)

第3条 この要綱は、次に掲げる公共工事で市長が必要と認めるもの（以下「適用工事」という。）に適用する。

- (1) 木造以外の建築物の建築工事
- (2) 延面積 300平方メートル以上の木造建築物の建築工事
- (3) 型枠及び鉄筋施工の伴う土木工事
- (4) 造園工事
- (5) 修繕工事

(技能士による施工の指示)

第4条 適用工事の発注にあたっては、技能士に施工させるべき工事種別を工事仕様書により指示するものとする。

(請負業者の責務)

第5条 請負業者は、前条の規定により指示された工事種別に係る工事について技能士を指定し当該工事を技能士に施工させなければならない。ただし、技能士に準じる技能を有すると市長が認める者に施工させる場合は、この限りでない。

(指定通知)

第6条 請負業者は、前条の規定により技能者を指定したときは、技能士の氏名等を技能士指定通知書（別記様式1）により市長に通知しなければならない。

- 2 前項の通知書には、別に定める様式の技能士証明書又は技能士であることを証明するものを添付しなければならない。

(技能士の表示)

第7条 請負業者は、工事を施工するときは、第6条の指定通知に係る技能士の名称（職種及び等級）及び氏名を当該工事現場に表示しなければならない。

- 2 技能士は、工事を施工するときは、技能士手帳を所持するほか、着衣等の見やすい箇所に技能士であることの表示に努めるものとする。

(写真による履行確認)

第8条 写真による履行確認が必要な工事は次の各号のいずれかに該当する適用工事とし、市長が指定するものとする。ただし、災害復旧工事、緊急対応工事等写真による履行確認の実施に適さない工事は除くものとする。

- (1) 請負業者が特定建設工事共同企業体である工事等（複数の現場関係者が常駐している工事）
 - (2) 新築工事又は増築が相当程度の規模となる工事（主たる工事内容が、解体工事及び改修工事でない工事）
- 2 前項の規定により指定した工事の請負業者は、当該工事施工中に、現場代理人等が段階確認などの立会時に合わせ、第6条により指定通知した技能士の本人確認と作業状況を確認し、その確認状況を写真撮影するものとする。
 - 3 当該請負業者は完成図書に次の各号の写真を添付し、提出しなければならない。
 - (1) 技能士ごとに本人と技能士であることを証明するものに加えて工事黒板を撮影した写真
 - (2) 技能士本人が作業している状況に工事黒板を加えて撮影した写真

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

改正 平成4年4月9日から施行する。

改正 平成8年4月1日から施行する。

改正 平成9年4月1日から施行する。

改正 平成10年4月1日から施行する。

改正 平成23年4月1日から施行する。

改正 平成23年10月1日から施行する。

改正 平成25年4月1日から施行する。

改正 令和3年4月1日から施行する。

改正 令和4年4月1日から施行することとし、令和4年4月1日以降に公示する工事から適用する。